

会員の皆様へ

平成 30 年度の診療報酬の算定方法の一部を改正にともない「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」が公布され平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。特記すべきこととして、ロボット支援下手術として新設された腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の施設基準が公示されました。また、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術が子宮頸がんにも適用されたことに伴い、施設基準に変更がありましたのでお知らせ致します。施設基準を遵守し適正な保険診療を行うようご確認のほどお願い致します。

なお、平成 30 年 4 月 16 日までに届出書を提出し、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができます。

**施設基準** (P170 を参照ください)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000Hokenkyoku/0000196448.pdf>

## 届け出書添付書類

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術：様式 71 の 2

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196452.pdf>

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)：様式 71 の 5

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196452.pdf>

腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)：様式 87 の 19

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196453.pdf>

2018 年 3 月 28 日

日本産科婦人科内視鏡学会

理事長 竹下俊行

社会保険委員会委員長 西井 修